は，それが第１章の第１に示す幼稚部における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康，人間関係，環境，言葉及び表現

健康，人間関係，環境，言葉及び表現のそれぞれのねらい，内容及び内容の取扱いについては，幼稚園教育要領第２章に示すねらい，内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが，指導に当たっては，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

自立活動

１　ねらい

個々の幼児が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。

２　内　容

(1) 健康の保持

ア　生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

イ　病気の状態の理解と生活管理に関すること。

ウ　身体各部の状態の理解と養護に関すること。

エ　障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

オ　健康状態の維持・改善に関すること。

(2) 心理的な安定

ア　情緒の安定に関すること。

イ　状況の理解と変化への対応に関すること。

ウ　障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

(3) 人間関係の形成

ア　他者とのかかわりの基礎に関すること。

イ　他者の意図や感情の理解に関すること。

ウ　自己の理解と行動の調整に関すること。

エ　集団への参加の基礎に関すること。

(4) 環境の把握

ア　保有する感覚の活用に関すること。

イ　感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

ウ　感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

エ　感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

オ　認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

(5) 身体の動き

ア　姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

イ　姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

ウ　日常生活に必要な基本動作に関すること。

エ　身体の移動能力に関すること。

オ　作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(6) コミュニケーション

ア　コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

イ　言語の受容と表出に関すること。

ウ　言語の形成と活用に関すること。

エ　コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

オ　状況に応じたコミュニケーションに関すること。

３　個別の指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 自立活動の指導に当たっては，個々の幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等の的確な把握に基づき，指導すべき課題を明確にすることによって，指導のねらい及び指導内容を設定し，個別の指導計画を作成するものとする。その際，２に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し，それらを相互に関連付け，具体的に指導内容を設定するものとすること。

(2) 個別の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとすること。

ア　個々の幼児について，障害の状態や特性，発達の段階や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

イ　幼児の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際，これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら，長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し，それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

ウ　具体的な指導内容を設定する際には，以下の点を考慮すること。